

国四整訓第9号

吉野川水系河川整備計画公聴会規則を次のように定める。

平成20年12月19日

四国地方整備局長 木村昌司

吉野川水系河川整備計画公聴会規則

1. 趣旨

この規則は、吉野川水系の国管理区間について、河川法（平成十七年七月二十九日法律第八十九号）第十六条の二第四項の規定に基づき河川整備計画（案）を作成に向け、四国地方整備局が開催する河川整備計画公聴会について必要な事項を定めるものとする。

2. 公聴会の開催

- 1) 公聴会は、流域内で開催するものとする。
- 2) 公聴会の開催にあたっては、事前に公聴会の期日及び場所並びにその概要について公告するものとする。

3. 公述人の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、原則として流域内の市町村の住民であって、公告された期限までに、住所、氏名、意見の要旨等を記載した書面（以下「公述希望届出書」という。）を四国地方整備局長に提出した者とする。

4. 公述の制限

- 1) 四国地方整備局長は、公述希望届出書の提出を受けたときは、あらかじめその内容を審査し、意見の内容の全部又は部分が河川整備計画（案）の内容に関係がないと認められる場合、又は意見の内容が公序良俗に対して不適切なものと認められる場合には、関係のない部分の公述を認めないことができる。
- 2) 四国地方整備局長は、公述希望届出書を提出した者が多数あり、公聴会の期日において、これらの者全員に意見を述べさせることが出来ないと認めるときは、公述人の数を制限できる。
- 3) 四国地方整備局長は、4. 2)の規定により意見を述べようとする者の数を制限し、陳述を認めないときには、その旨を公述希望届出書を提出した者に通知する。

5. 公聴会の責任者

公聴会は、四国地方整備局長が指名する職員が責任者及び補助者（以下「責任者等」という。）として主宰する。

6. 責任者等の責務

- 1) 責任者は、公聴会を円滑に進めることを目的として、予め「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」（以下「公述規定」という。）及び「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」（以下「傍聴規定」という。）を定め公表する。
- 2) 責任者等は、公聴会を開催するにあたり、本規則及び公述規定、傍聴規定等に基づき、陳述を円滑に進めるとともに、秩序維持に努める。

7. 意見の陳述

- 1) 四国地方整備局長は、3. に定める資格を有する者の中から公述人を選定するものとし、公述人を決定

した場合には速やかに当人あてに通知するものとする。なお、決定に際し、公述希望届出書の内容の一部に4. 1)の規定に該当する内容を含む場合には、公述人の決定の通知に際し、陳述にあたって4.1)の規定に該当する部分を除外する制限を付することができる。

- 2) 公述人は、責任者の許可を受けて陳述しなければならない。
- 3) 公述人は、決められた公述時間内において陳述することができる。
- 4) 公述人は、公述希望届出書（公述人の決定に際し、四国地方整備局長より制限が付されている場合はそれ以外の部分）の内容の範囲をこえて陳述してはならない。
- 5) 責任者等は、公述人の陳述が7.2)～4)の範囲をこえたときは、その陳述の禁止を命ずる事ができる。
- 6) 責任者等は、公聴会における公述人の陳述の時間又は順序を定めることができる。
- 7) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める公述規定の禁止事項に違反する行為を行った公述人については、その行為の中止を命じることができる。また、公述人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命ずることができる。
- 8) 責任者等は、公聴会の実施時に公述人に対して内容について確認することができる。ただし、公述人は、責任者等に対して質疑することはできない。

8. 傍聴人の制限

- 1) 責任者等は、次に掲げる場合には傍聴人の入場を制限することができる。
 - ①傍聴希望者数が会場の傍聴定員を越えるとき。
 - ②公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるとき。

9. 公聴会の秩序維持

- 1) 傍聴人は公聴会の会場においては、責任者等の指示に従わなければならない。
- 2) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める傍聴規定の禁止事項に違反する行為を行った傍聴人に対し、その行為の中止を命じることができる。また、傍聴人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命ずる事ができる。

10. 公聴会の延期

- 1) 四国地方整備局長は、災害などやむを得ない理由により必要があると認めるときは、公聴会を延期することができる。
- 2) 四国地方整備局長は、10. 1)の規定により公聴会を延期しようとするときは、すみやかに公述人に通知するとともに、当該公聴会の会場に延期する旨を提示する等周知のための措置を講じるものとする。

11. 公聴会の打ち切り

- 1) 責任者は、次に掲げる事項のうちいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。
 - ① 責任者等、公述人若しくは傍聴人等公聴会に関係する者の身体に危害が加えられたとき、又はその著しいおそれがあるとき。
 - ② 公聴会を開催する施設若しくはその設備が破壊、損傷、若しくはその使用を困難にする行為がなされた、又はその著しいおそれがあるとき。
 - ③ 7. 7)及び9. 2)による退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となったとき。
- 2) 責任者は、11. 1)の規定により公聴会を打ち切ったときは、公聴会が予定されていた期間中、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
 - ① 公聴会を打ち切ったこと
 - ② 打ち切り後の意見陳述の方法等

12. 公聴会記録の作成

- 1) 責任者は、公聴会について、記録を作成しなければならない。
- 2) 記録には、次に掲げる事項を記載し、責任者が署名押印をしなければならない。
 - ①内容
 - ②期日及び日時
 - ③公述人の住所及び氏名
 - ④陳述された意見要旨
 - ⑤公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、平成20年12月19日から施行する。